

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 3 月

競争法

競争法に関する直近の動向

監修：弁護士 [石川 哲平](#)
執筆：弁護士 [松田 大樹](#)
弁護士 [鈴木 莉子](#)

以下のとおり競争法に関する直近の動向についてお知らせいたします。

1 「令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果

公正取引委員会は、労務費指針のフォローアップや価格転嫁の状況等の把握を目的として「令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施していましたが、2024 年 12 月 16 日、その結果を公表しました (https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216_tokubetucyosakekka.html)。

公正取引委員会は、労務費指針を知っていたと回答した発注者のうち、発注者としての行動及び発注者・受注者共通の行動のうち一つでも指針に沿った行動を採らなかった発注者 9,388 名並びに独占禁止法 Q&A に該当する行為が認められた発注者 6,510 名に対し、注意喚起文書を送付しています。

また、個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者については、2025 年 3 月 14 日、独占禁止法第 43 条の規定に基づき、事業者名が公表されています (https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250314_kakakutenka.html)。

価格転嫁円滑化に係る当局の執行強化の流れは今後も続く見込みであり、令和 7 年度においても、労務費指針のフォローアップや労務費の上昇分の価格転嫁の状況等についての調査が予定されていますので、引き続き留意が必要です。

2 中小企業庁フォローアップ調査に係る企業リストの公表

中小企業庁は、毎年3月と9月の「価格交渉促進月間」に合わせ、受注企業が、発注企業にどの程度価格交渉・価格転嫁できたかを把握するためのフォローアップ調査を実施しているところ、2025年1月21日、価格交渉促進月間（2024年9月）のフォローアップ調査に係る企業リストが公表されました（https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202409/result_02.pdf）。

当該企業リストは、10社以上の回答者（受注側中小企業）から、「主要な取引先」として挙げられた発注側企業211社等について、受注側中小企業からの価格交渉及び価格転嫁の回答状況を整理し、リスト化したものとなります。

3 令和6年度フリーランスとの取引に関する調査

公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省は、2025年2月5日、3万名の発注事業者を対象として、発注事業者によるフリーランス法違反行為を把握するため、令和6年度フリーランスとの取引に関する調査を開始しました（https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2025/jan_mar/250205.html）。

本調査は実態調査ではなく情報収集を目的に行うものであるため、調査結果の公表予定はないとのことですが、調査は今後継続することも予想されますので、引き続きフリーランス法の遵守についても留意する必要があります。

4 東京ラヂエーター製造株式会社に対する勧告について

東京ラヂエーター製造株式会社は、公正取引委員会から、2025年1月23日、下請法上の不当な経済上の利益の提供要請を行ったとして、勧告を受けました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jan/250123_tokyoradiator.html）。

同社は、下請事業者に対して自社が所有する金型を貸与していたところ、遅くとも2022年12月以降、当該金型を用いて製造する製品及びその部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者30名に対し、合計2,389型の金型を自己のために無償で保管させていたとされます。

金型保管の事例は、近時、公取委が摘発を強化している違反行為類型ですので、被疑を受け得るようなケースがないかを点検いただくことが有用といえます。

5 「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」の閣議決定

発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が、2025年3月11日、閣議決定されました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_kakugikettei.html）。

下請法の改正点は、大要以下のとおりです。

- ✓ 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）
対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止する。
- ✓ 手形払等の禁止
対象取引において、手形払を禁止する。また、その他の支払手段（電子記録債権やファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止する。
- ✓ 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）
対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加する。
- ✓ 従業員基準の追加（適用基準の追加）
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充する。
- ✓ 面的執行の強化
関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設する。
- ✓ その他所要の改正を行う。

【監修】



[石川 哲平](#)（弁護士）

E-mail: teppei.ishikawa@iwatagodo.com

慶応義塾大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録。
公正取引委員会に 3 年間勤務し、多数の立入検査、
事件審査、取消訴訟などを担当し、独占禁止法の実
務に深い知見を有する。これらの経験を活かし、多
数の当局の調査対応、事業活動に関する法的助言等
を行う。

【執筆者】



[松田 大樹](#)（弁護士）

E-mail: taiki.matsuda@iwatagodo.com

一橋大学法科大学院修了、2020 年弁護士登録。
M&A 取引、独占禁止法・下請法に関する法的助言、
当局調査対応等を中心として、企業法務全般を幅広
く取り扱う。



[鈴木 莉子](#)（弁護士）

E-mail: riko.suzuki@iwatagodo.com

一橋大学法科大学院修了、2022 年弁護士登録。コーポ
レート案件、紛争解決、競争法案件など、企業法務全
般に関する法的助言を幅広く取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約 100 名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。